

2007年2月議会一般質問

谷藤利子議員。

〔谷藤利子議員登壇〕

日本共産党の谷藤利子です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、大きな1点目は保育行政についてです。

国の規制緩和政策によって保育の営利化ともいうべき事態が進行しています。2000年、社会福祉法人などに限定されていた認可保育所の設置者に関する規制が緩和され、営利企業などの参入が容認されました。2003年には指定管理制度が導入され、公立保育所の管理者にも営利企業が参入できるようになりました。今や保育は企業にとって大きなビジネスチャンスととらえられています。この2月に妙典駅に近いところにオープンしました株式会社日本保育支援協会が経営する認可保育園、この代表が書いた「誰も教えてくれない『保育所』ビジネスの始め方・儲け方」という本、これには、保育所でいかにお金をかけないでビジネスとしてもうけるかのノウハウが書かれています。同会社のホームページを見ました。このトップには、ビジネスとしての保育所のメリットとして、保育士の資格がなくても経営に着手できる、急速に高まる保育ニーズに抜群の市場性がある、加盟金や初期費用などは巨額を要するようなものではない、複数の保育所の展開も可能で、ビジネスメリットを高めることができるとあり、昨年7月には東京、12月には埼玉、ことし2月には妙典にと、わずか10カ月で3カ所もオープンしています。いずれも無認可保育によるビジネスの発想です。これまで公立保育園や社会福祉法人が積み上げてきた福祉としての保育事業を、フランチャイズのチェーン店のように、ビルの一部を借りて、設備と人件費にできるだけお金をかけないでもうけるビジネスとしてとらえています。私はこの本やホームページを見て、このままにしてはいけないという思いでいっぱいになりました。

そして先日、この妙典の保育園を視察してまいりました。経営者が書いた本やホームページにあるように、できるだけお金をかけずにもうける保育ビジネス、この実態を見た思いでした。保育は児童福祉法に定められた子供の権利保障を最優先に考える公的な営みです。こうした動きが保育そのものを根本から覆すことになりかねません。このままでいけば、市川市の保育事業の質と責任が問われてくるのではないのでしょうか。今、市川市では待機児解消のための保育園増設を、すべて民間保育園で計画しており、5月開設の保育園を入れて、園庭がない認可保育園が4カ所になります。こうした規制緩和の中で、保育の本来の児童福祉としての公的な目的が達成されていくのかどうか、大変心配をしているところです。

そこで伺います。1点目として、市川市における保育の規制緩和の実態、今後の考え方をお聞かせください。

2点目として、こうした規制緩和の中で福祉としての保育水準を維持していくために、市川市としての基準を設けて検証を行うべきだと考えますが、いかがでしょうか。

次は、行徳のまちづくりについて伺います。

1点目は、行徳近郊緑地の環境改善についてです。緑と野鳥の楽園として特別保全区域になっている

この地域を、もっと市民が触れ合えるところにしたいということで、このほど行徳近郊緑地の市民利用促進施策に関する市民懇談会から行徳近郊緑地の市民利用促進施策に関する提言書が出されました。環境保全区域の賢明な市民利用、これは都市部に住む市民にとっては大変強い要求があります。市民と専門家が同じテーブルで話し合っただけでつくったこの提言ができたことは大変うれしく思っています。しかし、あくまでも環境の特別保全区域でありますから、この目的が第一になければなりません。そういう立場から、この提言の取り扱いについての基本的な考え方、今後の対応、国、県、市の責任分担などについてお聞かせください。

次は、行徳地域の公園の整備についてです。行徳地域は比較的公園が計画的につくられています、年数も大分経過し、施設の老朽化、利用のニーズへの変化もしています。行徳駅前公園は老朽化した鉄さくが取り払われ、緑化されて生まれ変わり、大変広く開放的に感じるようになりました。この公園には、もっと花やベンチをふやしてほしいという声が寄せられています。南行徳4丁目にあります東海面公園、これも大変広い公園ですが、老朽化したさくが同じように取り払われ、緑化されるという予算がつかしました。ここの大きな広場には、もっと多様にバスケットのボードなど、ちょっとした利用の工夫ができないかという声、また、砂場にかげられたブルーシートが使えないと思っていたとの声、また、塩焼中央公園にはミニプールをつくってほしい、グラウンドには照明をつけてほしいなどの声が寄せられています。

そこで伺いますが、こうした行徳地域の公園整備についての基本的な考え方、今申し上げました具体的な課題の見直しなど、お聞かせいただきたいと思えます。

最後に、行徳駅前歩道橋と交差点の安全対策についてです。行徳駅からバイパスを抜ける交差点には歩道橋がつくられています、歩道橋の下には横断歩道がありません。歩いて、あるいは自転車、車いす、乳母車などで西側の歩道からバイパスを北側に渡るには、渡る前に一たん東側に渡り、また北側に渡り、また西側に戻らなければならない、大きなバイパスを3回も横切らなければならないということになります。ここは大変交通量が多く、歩行者も多いところで、死亡事故も起きています。抜本的な安全対策をとる必要があると思えます。ここは県道ですから、県の所管かと思えますが、市民の安全のために、市としてどのような働きかけをしているのか、現状の認識、改善の方策についてお聞かせいただきたいと思えます。

以上、ご質問いたします。

こども部長。

〔高橋憲秀こども部長登壇〕

(1)保育の基準緩和、(2)民間保育園の保育水準の検証に関するご質問にお答えいたします。

まず、(1)の基準緩和についてでございます。国は、平成7年度から3次にわたる規制改革計画を策定し、この計画に基づき、行政の各般の分野にわたり規制改革を推進いたしております。保育の分野におきましても、定員の弾力化を初めとしてさまざまな規制が緩和されております。そこで、お尋ねの本

市における規制緩和の実態と今後の考え方について、まず規制緩和の主なものと本市の状況からお答えいたします。

初めに、入所定員の弾力化がございます。この規制緩和は、市町村において待機の状況がある場合に、児童福祉施設最低基準、その他の基準を遵守することを条件に、一定の範囲内で定員を上回る児童の入所を可能とするもので、本市では、公私立すすべての園で実施いたしております。次に、分園の設置についてであります。この規制緩和は、一定の条件のもとに保育園について分園の設置を認めるもので、現在、公立保育園で1カ所、民間保育園で1カ所、合計で2カ所の分園が設置されております。次に、不動産の賃貸借に関する規制緩和であります。これは、一定の条件のもとに土地、または建物の貸与を受けて設置する保育園の認可を可能とするもので、民間保育園3園がこれに該当いたします。次に、屋外遊技場、いわゆる園庭についてであります。この規制緩和は、園庭にかわるべき公園、広場、寺社境内等が保育園の付近にあるのであれば、これを屋外遊技場にかえて差し支えないとするもので、民間保育園3園がこれに該当します。次に、調理の委託についてであります。この規制緩和は、保育園内の調理場における調理業務の委託を可能とするもので、民間保育園1園がこれに該当します。次に、設置主体の規制の緩和であります。これは、地方公共団体や社会福祉法人だけでなく、企業や学校法人、NPO等が認可を受けて保育園の設置運営を行うことを可能とするもので、民間保育園3園がこれに該当いたします。

次に、今後の考え方についてであります。このような保育の分野における一連の規制緩和は、保育園における待機児童の解消が緊急の課題となる中、この課題に対する地域の実情に応じた取り組みを容易にする観点をも踏まえたものであります。都市部における保育園整備の困難度等を勘案した場合、本市にとって国の規制緩和に沿った保育園整備等は避けて通れない課題であろうと考えております。

次に、(2)民間保育園の保育水準の検証についてお答えいたします。保育水準を検証する仕組みといたしましては、県による児童福祉行政指導監査がございます。この監査は、児童福祉施設の措置費や最低基準等の実施状況が関係法令に照らし適正に実施されているかをつまびらかにし、必要な助言、勧告、または是正の措置を講ずるなどにより児童福祉行政の適正かつ円滑な実施を確保しようとするもので、毎年実施されております。市といたしましても、県の指導監査にあわせて市から補助している人件費、管理費等の補助金が適正に執行されているか実地に調査し、その結果に基づき必要な助言、指導を行っているところであります。また、各保育園においては、利用者からさまざまな形で寄せられる意見やご要望等に応じ、その都度、設備や運営についての点検、検証を行い、開かれた保育園運営のもと、保育水準の維持向上に努めているところであります。本市において民間保育園の保育水準、保育サービスが高い評価を受けておりますのは、長年にわたる民児協指導によるこのような取り組みの成果であろうと考えます。しかしながら、一方、企業による保育園運営については、まだ緒についたばかりであり、実績という点では不十分であります。

そこで、2月に妙典に開園いたしました株式会社により設置運営がなされる保育園につきましては、企業が県の設置認可を受ける際に、市は当該株式会社から確約書をとる形で第三者評価による検証等を

義務づけたところであります。ご指摘の市独自の基準づくりにつきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

環境清掃部長。

〔加藤 正環境清掃部長登壇〕

行徳のまちづくりについてのご質問のうち、1点目の行徳近郊緑地の環境改善についてお答えいたします。

初めに、行徳近郊緑地は、首都圏近郊緑地保全法に基づく近郊緑地保全区域であるとともに、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく県指定の鳥獣保護区であります。主に野鳥の保護を図るための区域として造成された自然環境であります。また、再整備途上であり、一層の環境改善を図る必要がある状況でございます。また、この緑地は三番瀬の再生を推進する千葉県の三番瀬再生計画に、三番瀬の後背湿地の機能を有する汽水域と位置づけられ、懸案となっておりました海水交換比率の向上による干潟域の拡大等の再整備計画が、本年2月19日に策定されました千葉県の事業計画の中で緊急早期着手事業として明記され、その実現に動き出しているところであります。本市は千葉県から委託され、県が昭和51年に野鳥観察の拠点として整備した行徳野鳥観察舎とあわせて、この近郊緑地を鳥獣保護施設として管理に当たっているところであります。一方、この緑地はまとまった緑地が乏しい行徳地域におきまして、鳥獣保護区の部分だけでも56haという広大な面積を有しておりますことから、その自然環境に触れ合いたいという市民からの要望がかねてから寄せられていたところでございます。本市も、この緑地の活用について検討を進めているところでありまして、本緑地に寄せられる市民要望を実現するため、周辺緑地に散策路や観察施設等を整備するなど、独自の整備も行ってまいりました。

そこで、本市といたしまして、これらの動きに対応した今後の市の施策の方向を定めるため、施設の設置趣旨と調和する行徳近郊緑地の市民利用のあり方について、直接市民の意見を伺うことを目的に、平成18年6月27日に行徳近郊緑地の市民利用促進施策に関する市民懇談会を設置いたしました。本市民懇談会は、公募市民、地元自治会代表者、都市計画や生物、鳥類等の専門家の合計10名で構成し、6回にわたり検討を重ねた最終的な成果として、行徳近郊緑地の市民利用促進施策に関する提言書が取りまとめられ、本年1月16日に市長に提出されたところでございます。この提言書に出されました市民利用のアイデアにつきましては、本年1月23日号の「広報いちかわ」で市民の皆様にお知らせし、広くご意見を伺ったところでありますが、その主なものといたしましては、市民がより自然環境に親しめるためのソフトを充実し、そして、それを担う人材を育成してほしい、周辺緑地に市が設置いたしました遊歩道、通称みどりの国を二重化し、コンクリートの管理用通路を通らずに帰ってこられるようにしてほしい、新浜湖内にある遊歩道に観察施設を設けてほしい、入り口横にある旧船だまりの欠真間三角にビオトープを整備してほしい、行徳近郊緑地の閉鎖性を感じさせる周辺緑地を囲むコンクリートブロック塀を透過性のあるものとしてほしい、三番瀬、JR塩浜駅、江戸川第2終末処理場上部緑地との

ネットワーク化を図ってほしい、アクセスを改善してほしいなどであります。この提言書では、行徳近郊緑地において促進していく市民利用は、自然環境を損ねることなく持続的に利用していく、いわゆる賢明な利用であることが提言されております。これは、総合計画及び環境基本計画に人と自然との共生を掲げ、また、平成 18 年 3 月に市川市自然環境保全再生指針を策定しました市の施策と方向を同じくするものでございます。また、提言には、良好な自然環境が保たれてこそその市民利用フィールドであるという基本認識が示されておりますが、市としましては、ラムサール条約の基本方針である自然環境の保全、再生に関して世界的に標準となっております賢明な利用が、行徳近郊緑地において市民利用を促進していく基本的な方法であると考えております。今後は、同提言書の提言及び続いて実施いたしましたパブリックコメントによる市民からの意見につきまして、この緑地の法的管理権者であります千葉県に、その実現を要望するとともに、再整備を検討しております行徳内陸性湿地再整備検討協議会に報告いたします。また、管理面などで市ができることから実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、この緑地の改善は本市だけで実現できるものではなく、管理権者である整備を担当する千葉県と管理委託を請け負っております本市のそれぞれの役割分担を踏まえた上で、三番瀬の環境改善と歩調を合わせ、より市民に親しまれる行徳近郊緑地としてまいりたいと考えております。以上でございます。

行徳支所長。

〔田草川信慈行徳支所長登壇〕

行徳地域における今後の公園整備についてお答えいたします。

まず、現状認識であります。行徳地域では、昭和 40 年代から 50 年代にかけて、約 550ha という広大な地域において組合施行による土地区画整理事業が実施されました。それに伴いまして公園用地が組合ごとに順次確保されて、その用地を使って市が国庫補助事業として積極的に施設整備を行ったものであります。ただし、当時は私も公園緑地課職員として公園整備に若干携わりましたが、国の基準や県の指導がありまして、それに沿いながら整備を進めましたので、ややもすると全国一律の平均的な施設整備にならざるを得なかったと思います。また、縦割り行政の傾向もありまして、公園のフェンスの中の整備だけに目を向けるといった感も否めません。そのほか、急速な都市化を背景に、民間マンション等の開発行為に伴って、その都度開発業者が整備し市に帰属された提供公園も多くありますが、これらは比較的小規模で、しかも、ほとんどが画一的な基準に基づいて遊具等の整備がされているという現状にあります。その後、公園及び都市づくりの全体計画であります緑のマスタープラン、都市マスタープラン、みどりの基本計画、こういったものが策定されまして、現在では、そうした基本計画に基づいて計画的な整備に努めているという経緯がございます。したがって、行徳地域の公園は、当初必ずしもしっかりとした全体計画に基づいて整備されたものではないというふうに見えるかもしれません。また、大事なことは、土地区画整理事業、開発行為のいずれも住民が住む以前に整備されたこともあり

まして、地域の個性や地元の意向といったものを反映した公園づくりという点でも不十分な状況にあると思っております。このように、当時は急激な都市化による人口急増に対応するために、まず、公園の量的な確保と市民への早期提供に力を注いできた時代であったと認識しております。

さて、現在では、当初の公園整備から約 30 年ほどが経過する中で、おおむね地域に溶け込んだ貴重な都市空間になっているものと思います。ただ、その一方では、ご指摘のとおり既存の施設の老朽化が進みまして、リニューアルが必要になっている状況でございます。また、確かに市民のニーズが多様化しているということもよく感じております。そこで、今後の公園の整備の考え方ではありますが、これまでの経緯と現状を踏まえますと、基本的には公園整備をまちづくり全体の中で総合的にとらえていかなければならないというふうに考えております。また、再整備から管理まで、市民との協働による公園づくりを進めることによって、地域で大切にされる地域ならではの個性的な公園づくりをする時代になっていると思っております。

そうした基本的な認識のもとで行徳地区の今後の具体的な公園整備の考え方についてお答えいたします。まず 1 点目としましては、公園整備は、元気で住みよく誇りの持てる行徳のまちづくり全体の中で考えていきたいということであります。そこで、公園整備に当たっては、単に公園の中だけにとどまらず、公園の持つ憩い、休息、遊戯、運動、防災、環境などの各種機能を生かしながら、周辺の道路、緑地、河川、海、各種公共施設等との連携を図ることによって、まちづくりの一環として進めていかなければならないと考えております。そのために、都市マスタープランやみどりの基本計画などの全体計画に沿って公園及び各種施設を適正に配置するように努めてまいりたいと思っております。

2 点目としては、地元の方々とともに地域の個性を生かした公園づくりを核として、個性的で誇りの持てる地域づくりを進めたいということでございます。例えば旧行徳市街地では、一帯の歴史的な町並み整備にあわせまして、寺町公園を初めとして歴史的風情が感じられるような公園として整備してまいりたいと思っております。また、臨海部に位置する塩浜地区では、県が整備を進めている親水護岸や干潟の再生にあわせまして、子供から高齢者までが安心して海と自然に親しめるような公園を整備することなどが考えられます。

3 点目には、緑が少ないと言われる行徳地域にありまして、公園整備を中心に緑のまちづくりを進めたいということであります。そのために、緑を公園の中だけにとどめることなく、公園のフェンスや緑地の塀を取り払って、公園と街路樹や緑道、さらには公共施設やマンションなどの緑地、あるいは家庭の緑と、自然に緑がつながるように配慮しながら、一体的な整備を進めてまいりたいと思っております。特に四季折々に季節の花を楽しむことができるように花の名所づくりを進めるとともに、それらを結ぶ散策コースを配置していくことも考えてまいりたいと思っております。例えば現在、上部整備を進めている中江川には桜の木の植栽を引き続き予定しておりますし、駅前公園や南行徳公園にはバラ園やバラのアーチの整備を計画しているところであります。また、必要に応じてご指摘のあったベンチの設置なども検討してまいりたいと思っております。

4 点目には、WHO 健康都市づくりの重要な柱として、公園を中心に元気なまちづくりを進めたいと

いうことであります。そのために健康増進のためのスポーツ施設につきまして、できるだけ多くの市民の方々がさまざまな形で、しかも安全で快適に楽しむことができるように整備、拡充してまいりたいと思っております。例えば本市初のスケートパークとなる塩浜第2公園、あるいは健康遊具を設置している南行徳公園、東場公園、福栄公園などのように、新たなニーズに応じて新規施設の整備も推進してまいりたいと思っております。また、テニスコート、少年野球施設、ジョギングコース、大小のプールなどの既存の施設につきましても、全体的なバランスを考えながら、さらなる拡充を図るとともに、ご指摘のバスケットボードのようなきめ細かい工夫も検討してまいりたいと思っております。なお、必要に応じて照明などの関連施設についても充実してまいりたいと思っております。

5点目には、公園を拠点として安全・安心のまちづくりを進めたいということでもあります。そこで、市川市防犯まちづくり条例及びこれに基づく行動計画や地域防災計画に基づいて防犯、防災機能に配慮した公園づくりを推進したいと思っております。例えば来年度より老朽化した公園フェンスを撤去し、低木の植栽等に変えることによって、地域に開かれた見通しのよい公園としていく事業も東海面公園を皮切りに順次計画的に進めていく予定でございます。なお、防災機能の強化のために広尾防災公園及び石垣場、東浜地区のコミュニティゾーンの整備も推進してまいります。また、全域において公園の持つ避難地機能、あるいは災害対策活動拠点機能などに十分配慮して再整備をしてまいりたいというふうに考えております。なお、こうした具体的な公園及び施設の再整備の推進に当たりましては、ご質問者から事例として挙げられた地元の要望を含めて、地域で十分に利用されるとともに、真に愛される公園となるよう、地元の方々の意向をよく把握するとともに、多様なニーズを調整しながら計画的な推進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

道路交通部長。

〔齊藤正俊道路交通部長登壇〕

行徳のまちづくりのうち(3)行徳駅前歩道橋と交差点の改善につきましてお答えさせていただきます。

この交差点は県管理の道路でございます。主要地方道市川浦安線と市が管理をしております行徳駅前通りとが交差する交差点でございます。交差点の現状といたしましては、浦安側に横断歩道橋が設置されておりまして、県道を歩行者が安全に横断するために昭和51年1月に架橋されたというものでございます。また、横断歩道は交差点の八幡側及び県道を挟む形で行徳駅前通りにも2カ所設置されておりまして、結果としてコの字型という形での横断歩道となっている状況でございます。これらにつきましては、日常、旧市街地方面と行徳駅方面の往来に多くの方々が横断をし、利用されているというふうに認識をしております。さらに、歩行者動線といたしましては、旧市街地と行徳駅を健常者が往来するときには、横断歩道橋を利用することによりまして、県道を最も安全に渡ることができそうですが、乳母車や車いすなどの利用者の方々は、コの字型に横断歩道を渡らなければ行徳駅方面に向かえないという場合もあることは理解をしております。したがって、当該交差点の現状認識といたしましては、県道を横断する際、横断して来る方向や利用者の状況によりましては、多少の不便を感じるものの、所定の

安全性は確保されているものと考えております。

ちなみに、この地区におきましては、事故危険箇所対策といたしまして、千葉県、千葉県警察、市川市とで共同現地診断や実態調査なども実施しながら改善策を検討し、実施し、可能なことから対策を進めている状況でございます。しかし、当該道路を湾岸道路方面から旧江戸川方面へ向かって走ってきた車両の大半は、この交差点で右折、または左折しておりますことから、歩道橋の役割は非常に大きいものと認識しております。なお、この交差点付近におきましては、平成19年度の事業といたしまして、短期対策ではございますが、通行車両に注意喚起をするための路面標示、あるいは注意看板の設置などを実施することにしております。これによりまして、運転者に対しまして注意を促すことができるであろうというふうに考えております。今後につきましても、当該県道の管理者でございます千葉県及び地元警察の協力を得ながら、共同現地診断の結果を踏まえ、さらなる交通の安全対策について検討、協力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

谷藤利子議員。

それでは、再質問させていただきます。

まず、保育行政につきましてですが、さまざまな規制緩和施策で、市の方針としては、この方針を避けて通れないというご答弁があったのですが、やはり今一番問題になっている保育を福祉という位置づけをしているのかどうかというところが最大のポイントかというふうに思います。原則として今後の方向としては、やはり企業による認可園、この参入は市川市としては認められないという、その方向性でいくべきではないかなと、今回の例を1つの大きな教訓に、そういうふうに考えておりますが、その辺についていかがでしょうか。

それから、2点目の検証の問題です。特に第三者評価をすることになっている、基準について検討するという前向きなご答弁ではありましたが、まず私が一番今問題にしております妙典にオープンした株式会社による認可保育所、やはりここをきちんと実態をつかむことがまず必要だと思うのですが、この実態を把握されているのでしょうか、お聞かせください。

それから、私、先日、ここの場所を視察させていただきました。常任委員会で視察していただきたいとお願いしたのですが、無理ということでしたので、個別に何人かの方々に行ってまいりました。大変驚いたのですが、マンションの1階ですから、入るともうすぐワンフロアですべて見通せます。玄関とフロアの仕切り、これは仮設的なものを置いてあるだけです。フロアに入りますと、年齢ごとの仕切りは高さ50cmほど、大人がまたいで歩けるようなものですね。しかも、移動できる。子供でも押せば倒れるようなものすべてが仕切られています。赤ちゃんのベッドも、この仕切りかわりに置かれていますから、そのすき間から手を入れれば、だれでも、幾らでもさわることができるという状態です。4、5歳児が元気に遊ぶ遊戯室、専用の遊戯室という形になっていません。大きな音、声などを出して大きな子が遊び始めたら、年齢ごとの睡眠とか食事とか、遊びとか、年齢ごとの発達を促す設定保育、その保障はできません。何より安全性が保障できないというふうに思います。それから、成長につながる遊

びの教材 実は市川市ではありませんけれども、隣の船橋市で元公立の保育をしていたという元保育士さん2人と一緒に行ってまいりましたが、遊びの教材がない、子供の発達の保障もできていないということです。それから、調理室、これが一般家庭よりも小さい。普通の家庭よりも小さい。配膳台もない。食事の献立は公立と同じですということでしたけれども、もしそうだとすれば、ゼロ歳から5歳までの年齢ごとの食事、52人分をつくれるような調理室ではとてもありません。食器の乾燥機や消毒の施設もありません。1つ1つ大変驚くばかりでした。食中毒でも起きたら、これはどこの責任になるのでしょうか。早急に改善をするべきだと思いますし、事務室も、机が1つ入るだけです。職員の休憩室もありません。これは違反だというふうに私は思いますし、これは、いずれにしても改善をするところばかりがはっきりと私はわかりました。

質問ですが、年齢ごとの食事、睡眠、遊び、基本的な生活と安全、これが保障できるように保育室、遊戯室、調理室、調理器具、職員の休憩室、玄関、すべて施設の抜本的な改善が必要だというふうに思いますが、ぜひその点を早急に、4月に入ると4、5歳児も入ってくるやに聞いています。52人が、ここのワンフロアで、こういう状態で過ごすことはとてもできませんから、早急に施設の改善をするように具体的な手だてが必要だと思いますが、どうされますか、お聞かせください。

それから、職員の待遇の問題です。職員さんは9時間半の拘束時間で働いているということです。ワンフロアです。休憩室もありません。これは職員さんにとっては耐えがたい状況ではないかというふうに思います。そもそもこういう拘束時間で延長保育を含めてやっていただくということが労働基準法に反してはいないでしょうか。それから、給与体系、就業規則、福利厚生など、きちんとされているのでしょうか。市としては実態をつかんでいますか。公私格差がない市川市ですから、民間の認可保育園でお金をかけないでしっかりと補助金は受けるということになれば、大変な問題にもなるわけです。その辺、職員の待遇の実態、改善が必要だという認識があるのかどうか、その点をお聞かせください。

それから、2月からオープンして、まだ1カ月ちょっとしかたっていないわけですが、職員さんが数名もうやめているというふうに聞いています。やはり資格を持った職員さん、ほかのところで経験をしている職員さんであれば、これは保育をするということ責任をとれないというふうに思ったのではないかなというふうに私は思うのですが、なぜそういう状況になったのか、その辺の実態について把握されていますでしょうか。いずれにしても、早急に改善をするべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

そして、やはりこういうふうに関園をしてから初めてこういう問題が見えてきたということ自体に、私はやっぱり議会としても市民の保育、福祉の事業をしっかりと検証するという立場からも、やはり責任を感じております。まさか認可園がこのような水準で始めるとは思わないということが、そもそも背景にあったというふうに私は思います。認可をするということ自体、その時点で、開園する前に、やはり保育の質の基準、検証、これがしっかりとつくられて、そこを満たさなければ、これは開園はできないということ、やはり1つの大きな教訓としていかなければならないというふうに思うんですね。その点についてもう1度お聞かせください。

それから、行徳近郊緑地の環境改善につきまして、三番瀬の再生計画に位置づけられ、三番瀬の後背湿地としての機能、自然環境の連続性としての機能が位置づけられたということ、これが提言のもとにあるということ、それから、歴史的な経過も踏まえてご説明いただきましたので、よくわかりました。特に心配しておりますのは、環境の特別保全区域として環境への専門的な理解、順応的な管理、ここ抜きには市民利用はあり得ないということ、そういう場所だということです。今後、この具体化におきましては、この点を十分に市川市の環境施策としても配慮していただくことを強く要望いたします。

質問ですが、欠真間三角から丸浜川沿いの環境の改善、それから野鳥観察舎と野鳥病院のリニューアル、これを日常的に市民が本当に身近に接するところで強く望まれているところでもあります。また、下水処理場の上部利用、これもすばらしい公園に上部利用がなっているのですが、なかなか身近に感じられそうで感じられない部分があります。ここからこの近郊緑地、三番瀬に向けて水と緑と海を一体に感じるアクセスが大きくできれば、何重にも価値が広がってくるなというふうに思っています。公園以外には緑、自然がここしかないという行徳の中でのオアシスですから、ぜひこの点についての具体化を早急に実現していただけるようお願いしたいと思いますが、先ほど、市ができることから取り組んでいくというご答弁もありましたが、この辺の見通し、市ができること、県にお願いしなければいけないことを、手短で結構ですので、お聞かせいただければというふうに思います。

それから、公園につきましては、行徳支所長さん、大変丁寧にわかりやすく夢を語っていただきました。ありがとうございます。緑や花が大変多いですね。緑のマスタープランの中に位置づける、そして、まちづくりの一環として個性的な公園として、あるいはスポーツ施設も含めて、ニーズの変化に応じた公園づくりということですので、子供たちから青年、障害者、高齢者の方々、それぞれが利用できる、それぞれにとって憩いの場となる公園になるようにぜひお願いしたいというふうに思います。具体的な個々の課題につきましては、先日、要望も出させていただきましたが、これからも逐次、その都度、改めてお願いもさせていただきたいと思います。やはり市民にとっての憩いの場所ですから、地元の意向を聞いていく、その辺は大変大切なところだというふうに思いますので、これは要望にさせていただきますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

それから、行徳駅前交差点の改善ですが、富美浜小学校のところに車と歩行者が時間差で交差できるようにつくっていただきました。コミュニティバスが走るということで時間差の交差点にさせていただいたのかなというふうに思うのですが、そういうスクランブル交差点というぐらいの時間差の交差点にすることが一番いいんじゃないかなというふうに私は思うんです。歩道橋は、あれば、小学校の子供たちの通学路にもなっておりますから、それは本当に健康な子供たちにとっては安全対策として必要ですが、だれでもが利用できる安全な交差点としては、そういうことも含めて抜本的な改善が必要ではないかなというふうに思うんです。いずれにしても県の仕事ということになるかと思いますが、この辺についての抜本的な改善の働きかけができないかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

こども部長。

保育園に関するご質問にお答えいたします。ご質問が多岐にわたりますので、なるべく簡潔に申したいと思います。

その前に、妙典にできている保育園の経営について、10カ月で3カ所の保育園をオープンしたというようなご指摘があったのですが、もう少し前から保育園を経営していると思いますので、ちょっとそれは事実をご確認されたらどうかと思います。

それから、もうけ話のような本という、そういうようなご指摘もあるのですが、もともとこの法人は、無認可保育園の設立コンサルタント事業というのをおこなっていますので、私はその本を読んでいないのですが、もしかすると無認可に関する本であったかなというような気がいたします。

それで、ご質問でございますけれども、お答えを逆からにさせていただいて、まずご指摘のあった保育園の方から先にお答えいたします。実態を把握しているかということで、2月に入ってメールによって、給食調理の調理員さんがいなくなってしまうとトラブルが起きているというのが入りましたので、その日に私も現地にすぐ飛んでいっております。ですから、ご指摘のようなことについては、市とすれば把握をいたしております。なお、詳細につきましては、現在調査中という状況でございます。

それから、2点目の施設の抜本的な改革、改善が必要、4月までにすべきだということでございますけれども、調理室につきましては、今月中に改善を施工するという報告を受けております。その他、ご指摘のあった部分について、事実を確認次第、その改善についても指導していきたいというふうに考えます。

それから、職員の処遇に関する問題でございます。労基法違反ではないですかというようなご指摘もございました。これにつきましては、任意ではあるのですが、実際に株式会社の社員というか、現場の保育士さん、その人が協力してくれておりますので、実態を今調査して解明中でございますので、法違反等々があれば厳正に対応したいというふうに思います。いずれにしても、今、事実関係の解明を急いでいるというところでございます。

それから、職員がやめた理由はどのようなかということでございますけれども、やはり調理員さんが4名ぐらい入れかわり立ちかわりの状況ですね。これはやっぱり調理場の環境が余りよくないといったような問題が主な理由だろうというふうに思います。

いずれにしても、詳細調査は間もなく終了しますので、調査状況については、今、県とも連携というか、連絡をとり合っております。県に頼るのではなくて、私どもの有している権限の範囲内ではございますけれども、私どもが率先して詳細な実態調査、解明を今急いでおります。そして、仮にそういった事実、法違反等が明らかになるのであれば、市自体には公権力の行使ということが法的にはなかなかできません。県には改善命令権等、さまざまな権能がありますので、そういった意味で県とも連携をとりながら、厳正な改善指導をしていきたいというふうに考えております。

それから、認可の時点での検証が必要ではないかということでございます。1回目にお答えしたとおり、法人が、株式会社が県に認可申請をする際に、市は副申というのを出すわけですね。そのときに、大丈夫かなみたいな話はもちろんあるわけですから、私どもは先ほど言いました第三者評価の義務づけ

ですとか、それから利用者も入ったような運営委員会の設置ですとか、そういった確約書という形で取りつけた上で副申をしたということでもあります。それだけでは不十分ではないかというようなご指摘だろうと思いますので、そういうことで、さらにそういう入り口の部分で、県だけではなくて市で何ができるかという、そういう意味の基準は検討してまいりたいと思います。

今後、企業の参入は認めるべきではないのではないかということですが、いずれにしても、今時点でこの法人が不適合である云々ということは申し上げるべき状況ではないわけですが。ただ、仮にこの法人について、運営について問題があるということが明らかになったからといって、だから企業すべてが悪いということにはならないであろうと思います。ただ、しかしながら、事実上、保護者からは、実は調理室の問題で開園当初はあったんですけど、非難ごうごうということではなくて、保護者の方からは市の方に直接的なクレームというものはそんなに来ていないんです。ただ、実態を見ると改善すべきは改善すべきだろうと思います。ですから、そういうことからいいますと、今の妙典の株式会社、これをきちんとしめないと、事実上、次の参入というのはできないだろうというふうに思いますので、そういった意味でも厳正にこの法人を導いていきたいというふうに考えております。

以上です。

環境清掃部長。

行徳近郊緑地の改善についてのご質問にお答えします。

市ができること、県にお願いすることということですが、市川市は県から管理委託を受けているということですので、県が示しました管理委託仕様書に基づいて施行するという立場ですので、その範囲でできる、例えばソフト面、自然を楽しむためのノウハウを提供したり、指導者や観察案内人等をこちらで養成して活用していく、あるいは委託の範囲でできることということになります。ですので、例えばご質問者が先ほどお話しがありました野鳥観察舎の改善、あるいは傷病鳥舎といいますが、野鳥病院のリニューアル、あるいは近郊緑地内のハード的な整備、その辺は管理権者である県にお願いしていくということになります。

以上でございます。

道路交通部長。

行徳の交差点の関係でお答えをさせていただきます。

先ほどの抜本的な改善策としてということでしたが、時間差信号、あるいはスクランブルのようなものがないのか、それを働きかけはできないのかというようなお話でございます。私どもとしては、時間差を設けるということが、果たして本当に抜本的になるかどうかということについてはちょっと疑問があるわけでございます。なぜかと申しますと、恐らくご質問者のおっしゃっているのは、歩行者だけが通れるような時間帯を設けるような形での信号の改善というようなことだろうと私どもは理解をしております。先ほど申しましたように、ただ単に今の横断歩道の歩いている方の時間を長くするというだけにしてしまうと、右折車、左折車に巻き込まれる時間ということだけでは意味がないので、恐らくご質問はそういうことだろうというふうにまず理解をいたしました。そういう上でお話

を申し上げますと、結果的には車の通る時間帯を短目にしてしまうという結果になりますので、逆に交通渋滞という元凶になるおそれもございます。いずれにしても、私どもとしては、そういうことを考えますと慎重な判断はしなきゃいけないだろうとは思いますが、私どもだけで判断をできることではございませんので、先ほどもございましたように、所轄の警察等に研究をお願いしてみたいと思っております。

以上でございます。

谷藤利子議員。

10カ月で3カ所というのがもし間違いであれば訂正させていただきますが、この社長さんが無認可保育所のコンサルタントだと。まさに「誰も教えてくれない『保育所』ビジネスの始め方・儲け方」これは「認可外保育施設の指導監督基準を掲載！」無認可保育施設のと書いてあります。この中に、保育園を始めるときに購入する備品は一般家庭にあるようなものばかりなので、専門店で購入しなければならないグッズはない、ほとんどディスカウントショップや100円ショップなどでそろってしまうというふうに書いてあります。私はあの施設を見て、あの玄関も、あの仕切りも、まさにそのとおりだな、この方が書いている内容のように、無認可保育所の基準でほとんどつくられているんだと思います。それを認可保育園としてしっかりと補助金を受けていくということになれば、この水準でやっていただいているということをお願いしたいわけですが、

神戸市でゼロ歳から就学前までの45人の定員の営利企業が、5年間で廃園になっておりますけれども、経理ミスが理由で廃園になったということなんです、その内容を見てほとんど類似しているんですね。2、3、4、5歳児のクラスは大部屋でちょっと軽微な仕切りをつくっただけ。それでもこの妙典の保育園と違って、ゼロ、1歳児はちゃんと別の部屋にしているわけです。それから、おもちゃ、絵本、楽器などの教材がほとんどない。管理職や事務職などの保育士以外の職員が常駐していないために、電話、来客などの対応まで保育士がしなければならない、これが認可保育園。5年間で閉園をしたということになっていきます。やはり保育とは何ぞやという視点。何人収容すればもうかるかという視点ではなくて、やはり保育とは何ぞや、福祉とは何ぞやという、そういう視点がやはり欠けているのではないかな。継続的、安定的に実施して成り立つ保育事業、福祉事業、やはりこういう水準にきちんと改善をしていかなければならないというふうに思います。認可した千葉県の実態ということが一番大きいのかもしませんが、やはり保育の専門家の目できちんと今検証している最中だということなんです、ここをきちんとしなければ、次はできないということもおっしゃいましたが、保育の専門家の目できちんと検証していただきたいと思います。そうすると、失礼ですが、部長さんや課長さんに見えないことも、保育の現場で長年やってきた方々にいっぱい見えることがあるというふうに思いますので、検証の際にも、そういうことをぜひしていただきたいというふうに思います。

それから、私も南行徳公園の向かい側の有限会社の無認可から認可になったところ、ここを見させていただきましたが、全然違います。認可に当たってしっかりと施設改修をして、きちんとした水準の保育園になっています。同じ会社でもこれだけ違うんだということを思うと、やはりこの妙典のところは

問題が大きいというふうに改めて思いました。やはり保育水準、この基準づくりをしっかりと、市川市としても県に任せるということではなしに、市川市としての基準、市川市としての保育の水準をきちんとつくっていただいて、市川市独自の検証をしていただきたいと思いますが、もう1度この点についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

こども部長。

先ほど申しましたとおり、市独自の基準、こういった特殊なところについては基準を設けて、入り口の部分でもきちんとした点検ができるようにしていきたいと思います。

以上です。

谷藤利子議員。

今、検証をしている最中だということなのですが、それについてはきちんとご報告ください。やっぱり一番問題なのは、実態が隠されてしまうというようなことにならないように、公開をきちんとしていただいて、せっかく始まった保育園ですし、市川市の大切な子供たちを預かっている、公私格差でしっかりと補助金を支給しているわけですから、市川市の責任として改善をするところまできちんと見届けさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。